

砂 川 市 訓 令 第 4 3 号

令和 7年 6月 24日

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱（平成22年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 母子家庭の母又は父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。
- （2） 児童 法第6条第3項に規定する児童をいう。
- （3） 訓練促進給付金 法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。
- （4） 修了支援給付金 法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。

第3条第1号中「高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）」を「訓練促進給付金」に改め、「養成機関」の次に「（通信教育を行う機関を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）」を「修了支援給付金」に改め、同条第3号中「入学」を「通学の」に改める。

第4条中「（通信教育によるものを含む。以下同じ。）」を削り、「以降に」を「以後に」に、「次の各号に掲げる支給要件のいずれにも」を「次に掲げる支給要件に」に改め、同条第1号を次のように改める。

- （1） 児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）又は所得が児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者であること。（この所得を計算するときは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しないものとする。）ただし、現に訓練促進給付金等の支給を受けている者の所得が児童扶養手当受給者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

第7条第3項を次のように改める。

- 3 交通費の支給額は、運賃、時間、距離等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的と認められる自宅から養成機関までの経路及び方法により算出するものとする。この場合において、当該支給の額は、定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券等」という。）の購入額に相当する額とし、その上限額は、月額40,000円とする。

第9条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 申請者が児童扶養手当受給者である場合 児童扶養手当証書の写し

(イ) 申請者が児童扶養手当受給者でなく、かつ、申請者の所得の額が児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある場合 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年。以下この(イ)において同じ。）の所得の額等についての市区町村長の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。）

(ウ) 第4条第1号ただし書の規定により支給対象者となる場合 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合は、3年前。以下この(ウ)において同じ。）の所得の額等についての市区町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市区町村長の証明書を含む。）

第9条第1項第3号ア中「購入した定期券」を「養成機関へ通学する期間又は日程を確認できる書類」に改め、同号イ中「定期券」を「定期券等の」に改め、同条第4項本文中「定期券」を「定期券等」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年6月24日から施行し、**改正後の砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。**